平成２８年度　第５回　宮城県大規模小売店舗立地専門委員会　会議録要旨

日　　時	：平成２８年１１月１日（火）　午前１０時から正午まで
場　　所	：宮城県庁行政庁舎９階　第一会議室
出 席 者	：資料参加者名簿のとおり

1 開会

2 議事

（1） 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

事務局

※届出状況

資料１に基づき説明

江成委員長

ただいまの説明についてご質問等はあるでしょうか。

江成委員長

それでは次の議題に進みたいと思います。

（2） 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ　【新設】志津川地区 観光・交流エリア商店街新築（法第５条第１項）

事務局

※資料２に基づき説明

江成委員長

それでは今の説明について質問等がございましたらお願いします。

徳永委員

交通関係なのですが，平常時は特段問題はないと思いますけれど，非日常時の対応についていくつか確認させていただきたいです。まずこの地域，盛り土はされている訳ですが，とはいえ，Ｌ２のときは避難しなければいけない地域なのかなということで，避難計画，避難経路についてお聞きしたいです。

江成委員長
　出店者の方からお願いできますか。

設置者（南三陸町）
　南三陸町から出席していますので説明させていただきます。ここの部分，かさ上げしますけれど，完全に安全な地域ではありません。先ほど説明がありましたように，住居と商業関係を分離した形での計画になっております。この関係で高台への避難経路などを設けた上で，来られている方を安全に誘導できるような計画を作っております。昼間については気付いて逃げることができるような道路計画を作っているのですが，夜については逆に生活をしている，住んでいるというのが避難を遅らせる要因になるので，ここには住まないという内容の規制を設けています。以上のような計画で進めています。

徳永委員
　もう少し具体的に教えていただければと思います。どこに出るための道路がどれにあたるのか。それから，避難については当然徒歩でということですよね。

設置者（南三陸町）
　３０ページの地図をご覧いただけますでしょうか。区画整理事業が完成した後の図面となっています。計画地の少し北側の方に，緑色で着色されています志津川小学校がございます。こちらの高台に昔から整備されている学校ですので，こちらへの避難が基本になっています。こちらについては，３９８号を通って小学校に至る形で道路を整備する予定となっております。暫定形においても，現在は低い道路，下がっていく道路が通っております。いずれにせよ小学校に通じる道路は現状でつながっている状況ですので，経路はおおむね同じになっています。

徳永委員
　この商店街は，地域の方の利用もさることながら，地域外の方，観光の方なども利用されることが期待されまして，それで賑わっていただきたいわけです。そういう方々にとって，分かりやすいものであったり，あるいはそういう方たちが車で動き出さないような誘導を商店街として徹底していただきたいというのが，まずひとつ。あとはやはり，ここを訪れる人というのは，災害について学びに来ている方もいらっしゃると思うので，避難道路がよりはっきりわかるような形で計画，表示や誘導をされたらよいと思っておりますので，ご検討いただければと思います。それともう一点ですが，隣が道の駅を計画されているということで，そことの行き来，両方の利用は想定されているのですか。そのあたりの利用者動線とか連携は計画されているのでしょうか。

設置者（南三陸町）

もう一度３０ページを見ていただきたいのですが，計画地のすぐ上に道の駅がございまして，間に少し細い道路が一本通っているように見えると思います。こちらは歩行者専用道路で計画しておりまして，人の往来は自由にできるような形です。３２ページを見ていただければと思いますが，商店街敷地の左側の方に道路があります。こちらは歩行者専用の道路となっていまして，この高低差の真ん中部分ですね，開ける形で計画していますので，ここを行き来できます。道の駅の機能についてですが，現在，道の駅について住民も含めた協議会を設置しております。その中で整備内容について，現在計画を進めている段階です。道の駅として最低限必要な，情報発信機能，２４時間トイレ機能といったものは整備する予定で考えております。

徳永委員

観光バスの駐車スペースが3台分設置されているようですが，若干手狭といいますか，乗り回しにくそうな印象があります。例えば観光バスは道の駅側で受けて，こちらへ流すなど，うまく駐車場の連動を考えられたほうがいい気がします。そのあたりはいかがですか。

設置者（南三陸町）

道の駅の方にも，大型車の駐車マスは設ける形で計画したいと思っておりますので，北側の敷地で利用者を受けて商店街の方に来ていただくのは可能となっています。その点は検討したいと思います。

徳永委員

道の駅と併せていろいろなイベントを企画されることがあるのではと思うのですが，その時にこの駐車場だけでは足りなくなるのではないかと考えられますが，そのあたりは何か検討されてますでしょうか。

設置者（南三陸町）

イベントにつきましては，現在も行っておりまして，駐車場問題もあります。新しい商店街の南側に，臨時駐車場や公共的な広場を設ける予定でありますので，その中でいろいろなイベントを商店街と連携しながら進めていこうと考えています。

徳永委員

はい，分かりました。そうしますと，今回住民の方の利用を想定して計算されていますけれど，イベント時をはじめ，休日などに観光客等が集中することを考えれば，インター方面からのアクセスが中心になると思います。そのあたりの非日常時の対応のシミュレー

ションも少しやっておいていただけるとよいと思います。誘導員を配置したところで，物理的に交通容量上問題があれば，やはり渋滞になってしまいますので。場合によっては右折で入るのではなく，誘導するなど，そういう方法なども検討されておくといいと思います。是非，事前にシミュレーション等をやっていただければありがたいと思います。

江成委員長
　はい，ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。

江成委員長
　先ほどの避難経路に関わるのですが，３０ページの図面で，計画地からは志津川小学校が避難地という話ですよね。その間，この白紙になっているところは，現状はどういう風になっているのですか。

設置者（南三陸町）
　現状は，山林で斜面になっております。

江成委員長
　その間を避難するということはできないのですか。

設置者（南三陸町）
　緊急の場合であれば，一番近くに上の山緑地というのがありまして，そこへ誘導する予定としております。先ほどちょっと説明のあった，真ん中の歩行者用道路を上がっていったところで，避難することができます。

設置者（南三陸町）
　補足を申し上げますが，上の山公園については東日本大震災時には，１ｍ程度浸水しておりますので，町としてはこの上の山公園自体は避難場所としてはなかなか指定しづらいと考えております。ただし，こちらの上の山公園は，林道を通りますが小学校に通じる道路がありますので，そういう意味ではこちらを通じて避難できます。

江成委員長
　他にはいかがでしょうか。

栗原委員
　聞き漏らしたかもしれないのでお伺いしたいのですが，いま道路を整備していない状況で，整備中の道路ですよね。開業してからも道路は作られないのですか。開業予定が平成

２９年３月ですよね，開業時点ではまだ５８ページのようには整備されていない，ということでよろしいですか。

設置者（南三陸町）
平成２９年３月開業を予定しておりますが，開業時においては３１ページのとおり，道路は開通している予定となっております。現時点でも，こちらの国道３９８号線については，カーブする形で書いておりますが，完成して供用しております。

栗原委員
３２ページのような道路状況になるのはいつからですか。

設置者（南三陸町）
予定としましては，３９８号線については，開業後からおおむね半年強くらい，最低でも１年以内には整備完了する予定で考えております。４５号線につきましては，開業からおおむね１年程度後に供用する予定で進めております。

栗原委員
では３２ページのようになるのは，半年から一年後だと。それまでは，開店時は３１ページのような形状で，４５号線ができてないのですね。道路は完成していない。分かりました。ありがとうございます。

江成委員長
先ほどの説明のなかで，騒音についての予測値が大分基準をオーバーしているのですが，そのあたりについては，どのようにお考えでしょうか。

設置者
騒音に関しての評価方法については，敷地境界での評価ということで，対象が夜間の自動車走行です。今回，２４時間営業のコンビニを想定しており，深夜１０時以降若干台数が発生します。最終まとめのところで記載させていただきましたが，住居立地地域においては大きな問題はないと判断しております。当然なんらかの問題が出たときは速やかに対応する気持ちです。

江成委員長
実は，騒音については，これまでも多少基準値をオーバーするときに，今お話しのような努力をするということは割と多いのですが，それに比べると基準値を超えるレベルがかなり大きいです。今まであまり差があるというのはなかったのですけれど，これだけ大き

い音が出る，作業音などが出るというのは，なぜなのかと思います。そのあたりを事業者の方はどのように捉えていますか。

設置者
　自動車走行音と荷さばき作業音がかなり大きな音と想定しておりますので，超えているという結果になっています。ただし荷さばき作業に関しましては，決まった人が対応しますので，極力騒音を発生しないような対応も検討していきたいと考えています。

江成委員長
　特殊な荷さばきをするというわけではないのですか。

設置者
　一般の荷さばきです。

江成委員長
　周辺のことについては，住居の立地は制限されているということですが，住居以外でも，たとえば幼稚園などの，静穏を求められる施設が立地される可能性と，その場合の対応をどう考えておられますか。現状で保育園がありますね。

設置者
　すみません，もう一度質問をお願いします。

江成委員長
　住居の立地は制限されているということですが，現在も近くに保育園があるということで，そういった静けさを求められる施設が将来立地する状況になった場合，対応はどういう風に考えておられるのですか。

設置者
　現在の計画では，住居は建てられないということになっていますし，小学校，中学校，幼稚園も併せて，計画はございません。補足させていただきますと，５９ページにあります危険災害区域という中で，建築基準法であったり，その他法に関係する建物の設置の禁止という制限になっています。町と打合せを行い，制限がかかる建物以外に，静穏が求められる施設は来ないという判断をしています。

江成委員長
　町の方でもそのようなお考えということでよろしいでしょうか。周辺についてはそうい

うことで対応するにしても，やはりオーバーのレベルが大きいです。そのことについて何か対応が必要という気がします。たとえば荷さばきの騒音の寄与が大きいなら，荷さばきの時間をずらして深夜にかからないようにするとか，車両については低騒音型のハイブリッド車を使うとか，なにかちょっと工夫をしていただきたいです。今までこういう高い数値で出てきたことがないので，これをそのまま，とは行きにくいなあというのが正直な感想です。

設置者
　荷さばきに関しましては，夜間の時間帯といいますか，早朝ですね。店舗が始まる前に２台程度を予測しています。それに関しては車両も併せて検討していきたいと思います。２４時間営業のコンビニに関しましては，コンビニの位置が右端にありますので，最終的に決定していませんが，利用する駐車場の区画を制限することも考えていかねばならないと思っています。それによって基準を超えるところが少なくなっていきます。

江成委員長
　今のようなご説明も含めて対応していただいて，騒音の予測をし直して今回の報告値よりは少し下げてください。基準値をどうしても上回るということについては，これまでにもありましたので，それ自体は仕方ないと思うのですけれど。もう少し予測値を抑えられるような計画をあらかじめ検討いただいてよろしいですか。これは事務局と調整していただけますか。

事務局
　分かりました。

徳永委員
　この地区の周辺に住居がないということで，当然遠方から来店されることになるのですが，車を使えない方は，町民バスなどのバスでの利用を想定しなければならないと思います。せっかくの機会なのでバス停の環境を良くしていただくことはできないでしょうか。今から検討することは可能でしょうか。

設置者（南三陸町）
　バスの計画についてですが，現状は，町民バスと高速バス，ＢＲＴの３種類のバスが町内を走っておりまして，現状ではＢＲＴの駅が仮設さんさん商店街の方にあります。将来形につきましては，この道の駅の敷地も含めて，ＢＲＴのロータリーを設置する形で調整中です。ＢＲＴのロータリーを一緒に使う形で，町民バス，高速バスも通そうかという形で現在調整を進めているところです。

徳永委員
　はい，分かりました。

江成委員長
　ロータリーがこの敷地の中に入るということも考えられるのですか。

設置者（南三陸町）
　場合によっては考えられると思います。

江成委員長
　他にはいかがでしょうか。

設置者（南三陸町）
　補足をよろしいでしょうか。先ほどのＢＲＴの件についてですが，将来的には，道の駅のエリアも含めたこの観光交流エリアもミックスする形も考えております。暫定形については，３１ページになります。敷地の南側の方にＢＲＴの仮設の駅を設ける形でＪＲと協議しております。商店街が移ると同時に，ＢＲＴの駅も移設したいと話を進めております。こちらの暫定形の時点では，ここに一旦ＢＲＴの駅を置いて，敷地全体ができあがった時点でＢＲＴをこちらに移す形で考えています。

江成委員長
　はい，ありがとうございました。

小林委員
　三点ほどありまして，一つ目は，警察協議の中で，バイクの台数をもうちょっと考えますという話がありましたが，最終形のところであまり変わってないように思うので，教えていただきたいです。二つ目は，３１ページの４５号線にとりついたところで黄色で斜線が入った部分，工事中，立ち入り制限，とあったところが，完成形になってもグレーのままなので，これはどういう形で開店するのかを教えていただきたいです。三つ目は３１ページの暫定時の敷地形状は，川に向かって法面になっているので，敷地周りのフェンスなど安全対策などがあれば教えていただきたいと思います。

設置者
　まず２番目と３番目の回答をさせていただきます。３１ページを見ていただきますと，おっしゃられるように暫定形には工事中立ち入り制限ということで，河川の工事をやるた

めに，工事車両が通行するところとなっています。図面でいうと下ですね。３２ページではグレーのままですけれど，開業時から完成形までの間は半年から１年という状態ですので，その間に工事車両が通行する可能性があるラインです。２番目の１４５号線の話はよろしいでしょうか。

江成委員長
　よろしいでしょうか。

小林委員
　はい。最終的に工事が終了したら，もう少し変わるのですか。

設置者
　そうです。一般的な道路というか，土地になります。グレーのままではなくて，人が活用できる敷地になります。最後の敷地形状の安全対策については，暫定時，３１ページでは左側と下側の法面の形状の工事を行っております。これも，町と町づくり会社とで協議しているのですが，この法面の周りに仮設の仮囲い等々を検討しようと，話がスタートしています。ご指摘のとおり，安全に来店していただくため，お客様への配慮と，今回出店される事業者の皆様に対しても配慮をするということで，安全対策として，仮囲い及びポール等を設置しようと協議を行っている段階です。よろしいでしょうか。

小林委員
　はい，ありがとうございます。

設置者
　バイク置き場に関しましては，当初，県警からご指摘をいただき，現状のさんさん商店街の利用実態も合わせて説明いたしました。ご理解いただいた部分があり，新店舗では駐車区画を幾分開放して，バイク駐車場にして対応したいと考えています。

小林委員
　ですが，バイクが集中するときは，車も集中すると思います。

設置者
　予測上は駐車台数は若干余りがあります。併せて，先ほどの臨時駐車場の話もあるので，車とバイクの誘導をそこで行います。

小林委員

ありがとうございます。

江成委員長
他にはよろしいでしょうか。それでは最初の騒音の問題については，是非検討していただいて，協議していただければと思います。それでは，この件は以上で終わりたいと思います。

ロ　【変更】イオン多賀城店（法第６条第２項）

事務局
※資料３に基づき説明

江成委員長
今の説明について質問等がございましたらお願いします。

徳永委員
届出上の駐車台数というのは，常にオープンしていなければならない，という定義なのですか。

事務局
はい。

徳永委員
臨時に対応するときに開放する屋上が２０５台分ということでよろしいですか。

事務局
１３ページの変更前の図面に記載されている２０５台を開放するということです。

徳永委員
これを足しても基準の台数を下回るのですか。

事務局
はい。

徳永委員
今回使用しないことにした立体駐車場の２階部分というのは，いざとなれば利用可能な

状況で残るのか，取り壊してしまうのか，そのあたりはいかがでしょうか。

設置者
　残しておこうと考えています。直ちに取り壊すことは考えておりません。

徳永委員
　新規の場合は，予測不可能な部分があるので，オーバーしてもやむを得ないということがありますが，今回は実態調査をやった上で，確実に上回る日があると分かった状態で縮小することになります。十分な台数が確保されているとなりますと，例えば調査していただいた中でのマックスが屋上だけでクリアできるのか，簡易立体駐車場の２階まで必要になるのかというのはこのデータで分かりますか。

設置者
　資料の最後から２枚目に分布図のグラフを二つ記載しております。その下のレジ通過客数に基づく必要駐車台数の検討というところで，３６５日の年間のトップの客数，指数を出しております。臨時駐車場として屋上駐車場を開放した場合，８００台でまかなえる形です。

徳永委員
　下に書いてある，１位のときの台数というのは実測値なのでしょうか。推定値なのでしょうか。

設置者
　推定値です。推定値において，屋上駐車場でまかなえるという形で届出書に記載しております。簡易立体駐車場の２階も取り壊す予定はありませんので，繁忙期において必要な場合は開放することを考えております。

徳永委員
　対応可能なのだろうと思うのですが，そうであれば現状となんら変わらないという気がします。変更届出を出す理由がいまいち分からないのですが。

設置者
　一つは，駐車場を常時開放しなければコスト削減ができるという意味で，日常は屋上駐車場等を閉鎖し運用したいというのが趣旨です。

徳永委員

分かりました。

小林委員

簡易立体駐車場は壊さないで，何かの時に使うというお話でしたが，１階の勾配というのは，立体駐車場の下，ここを使わないというのは別な用途に使うのですか。

設置者

コスト削減ともう一つ，集客も考えておりまして，イベントに利用できたらと考えています。

小林委員

イベントスペースになるということで，ここの２列の部分は簡易立体駐車場に上がるところの関係ですか。そうではなくて，イベントスペースに引き込むために，安全を見て使わないということですか。

設置者

そうです。

江成委員長

他にいかがでしょうか。

栗原委員

簡易立体駐車場をイベントスペースに使うということではないのですね。

設置者

具体的な案があるというわけではなく，コスト削減として２階を閉鎖して，２階も１階も含めてイベントができないか検討したいと考えています。

栗原委員

簡易駐車場をそういうことに利用していいのでしょうか。

設置者

イベント用に何か物を建てて，恒常的に使用する訳ではないです。

江成委員長

今回の届出が認められれば，その部分は駐車場としてのスペースではなくなる訳ですよ

ね。法的には。

栗原委員

立体駐車場として作られた物を商業的な用途にしていいのか，そもそも建築物としてそれだけの耐性があるのか。想像で申し訳ないのですが，簡易立体駐車場に屋台をおいて，そこに人が集まると危険な気がします。車よりは重量がないのかもしれないですが，そういう使い方をそもそもしていいのかどうかという点と，そのまま放置するのかという点に違和感があります。使わないのなら立体駐車場を解体して平面駐車場を広げる方が通常かなという気がしますが，そういう計画はないのですね。ただ駐車台数を減らすという届出でその後のことは今後検討するということですか。

設置者

そうです。簡易立体駐車場の上に何千人もの人が乗るということになれば，避難誘導等いざというときに大変なことになりますので，そういう面は注意しながらやっていきます。

栗原委員

使わない駐車場があるのは逆に危険かなと思いました。メンテナンスなどをしなくなりますよね。老朽化した立体駐車場があると危険だと思ったので，むしろ解体してくれた方が安心はできます。いざというときに使うのも，繁忙期にのみ使うのも正直不安です。違和感がぬぐえないというのが正直なところです。

江成委員長

今の問題については，建築基準法においてはどうなのですか。立体駐車場として建築されたものを，別な用途で使うことは問題になりうるのですか。

設置者

あくまで簡易立体駐車場という形ではありますが，強度を落とす，強度がないのに使うということは現状ではないので，注意しながら行っていきたいと思います。

江成委員長

計画でゼロになっている屋上駐車場はどのようにする予定ですか。

設置者

屋上駐車場ではふれあいイベントみたいなものができたらいいと思っています。コスト削減という面と，催しなどサービスができたらと考えています。

江成委員長
　他にはいかがでしょうか。数字的には基準よりもかなり少ない台数で届出されているということになります。実態調査からピークの時に対応できる準備はしているということでの変更ですが，よろしいでしょうか。ぜひ，経過も観察しながら，柔軟に対応していただければと思います。

徳永委員
　心配なのは，イベントなどをやって客をさらに集めようということですから，そうなると実態調査したときよりも客数が増えることが想定されます。駐車台数を減らしたところで集客したら，今度ははみ出すということになりかねないので，そのあたりを想定できるかですね。とりあえずは新たにテナントを呼んでくるということはされない訳ですよね。イベント等の催しで人を集めたいと。

設置者
　そうです。このお店も開店から２３年経ち，競合店がロードサイドに建って，仙台駅前の商業集積が高まっているなかで，一時期に比べ集客力がかなり弱っています。そのような中でイベントの実施や飲食テナントを誘致できたら，少しでも集客につながるのではという思いがあって計画させていただきました。

江成委員長
　変更の届出について審議の議題に載せるというのは，かなり大幅な数が減るということで心配があったということですので，経過を見ながら柔軟に対応できる部分については是非やっていただいて，いろいろなことで差し障りが出ないようにしてください。事務局の方はそれでよろしいですか。

事務局
　はい。

江成委員長
　はい，それではこの件は以上にしたいと思います。ありがとうございました。

（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ　【変更】イオン石巻東ショッピングセンター

事務局

※資料４に基づき説明

江成委員長
　ただいまのご説明について，ご質問，ご意見等がありましたらお願いいたします。

江成委員長
　地元住民の意見について，説明会をやっているのですか。

事務局
　この届出については，説明会の開催ではなく，店舗に掲示物を貼り説明会に代えています。

徳永委員
　今の時点の判断はこれでよいと思っています。問題は，変わったとして，それ以上の集客力を持つものが来られるか怪しいですが，いずれこういう案件が増えていくという状況において，所有者が変わったり業態が変わったり，あるいはテナント誘導地に実際にテナントが立地したときに，ノーチェックでそれができる状況になるのかならないのか，しっかりした整理が必要かと思います。あるいは記録や履歴をしっかり残しておくことが必要かと思います。そのあたりを県としてどのように把握する体制が整っているのかお聞きしたいです。１，０００㎡を超えるテナントが出ればまた審議となると思いますが。

事務局
　小売に供する面積が増える場合は届出が必要となるのですが，物販ではないサービス業だったりすると，届出の必要はないということになります。

徳永委員
　以前整理していただいた気がするのですが，所有者が変わったときに，設置者の変更届出だけで済んでしまいそうなんですけれど，実はそれが以前は家具屋で大幅に縮小して許可されたものが，スーパーみたいなものに変わるということになれば駐車台数が足りなくなるだろうと。ということであれば，それはもう一度ちゃんと審議しなければならないのではないかと。縮小してもオーケーという判断を下したものに対しての，履歴というか，フラグを立てておくようなことはやっておかないといけないのかな，という議論を以前した記憶があるのですが。そのあたりはどのようになっていますか。

事務局
　担当から申し上げたとおり，法で届出義務があるもの以外に関しての補足というのは，

所管する課の立場としてどのようにしていけるか，すぐ案はご提示できないのですが。ご懸念は新たな施設立地や，所有者が変わるなど，法の規制以外の出店があってさらに駐車場が必要になったときに，どのように対応していくのかというご指摘でしょうか。

徳永委員
　チェックや指導ができるような体制になっているのかということです。

事務局
　基本的には大店立地法の枠の中の対応しかできないのかと思います。

徳永委員
　今のこの出店者の状況で縮小してもいいですよという判断を今回する訳で，別の出店者が立地すれば，指針どおり客数が来る可能性があるわけです。そこの整理が，一旦縮小したらそれをそのままでオーケーとなるのか，所有者や業態が変われば，クリアするとまで行かなくてもいいのですが，一応その時点で再度チェックが必要だと思います。一旦縮小したらそれでオーケーで，その結果渋滞が起こるというのでは困ると思います。

事務局
　過年度の取扱いですが，徳永委員がおっしゃるように，オープンして全く別の業種になるとやはりもう一度駐車台数の見直しが必要ではないかということで，居抜き営業の際は必ず前の届出の状況を見て，どういった経緯で届出をしているのかを確認した上で届出をしてもらうことにしています。どんな届出であっても，何らかの理由で駐車台数を指針より下回ることになっていないか，指針の台数を毎回チェックするようにしており，問題ないようにしています。実績として，今年の４月に結審しましたＭＥＧＡドン・キホーテがあります。こちらは北海屋というスーパーからドン・キホーテという店舗になったのですが，この届出では，改めて指針の台数をチェックした上で，交通予測などをしてもらっています。懸念されるような，たとえばホームセンターで特例を認めたから，それをスーパーにすると通常の指針より少ない台数のままスルーされてしまうのではないかということがないように，毎回必ず指針の台数をチェックした上で審議していただくようにしています。届出を以前の内容のまま受け取ることはないようになっております。

江成委員長
　今のは届出があった場合の対応ですよね。届出を避けてやられるような事態というのはないのですか。

事務局

基本的に，業種が変わる以上は設置者や小売業者も必ず変わるものだと考えています。設置者の変更の届出のみ出される可能性もあると思いますが，変更届出の必要性について個別に対応する体制は整っておりますので，大きな問題は発生しないと考えております。

江成委員長
はい，ありがとうございます。

徳永委員
今の体制だったら問題はないと思うのですが，人が変わっても引き継がれていくようなシステムになっていればよいと思います。

事務局
形式的なチェックではなく実態についても確認する体制は作っております。

江成委員長
ありがとうございました。それでは，ただいまの議案についてよろしいでしょうか。

ロ　【変更】DCM ホーマック気仙沼店・マイヤ気仙沼北店（法第６条第２項）

事務局
※資料５に基づき説明

江成委員長
ただいまの説明について，何かございますでしょうか。

徳永委員
「周辺住民から苦情が申し立てられた際」というのは付けなくてもよいのではないかという気がします。

栗原委員
立地したら，だけですね。

徳永委員
要は，基準を満たしていてもうるさいと言う住民にまで，配慮しなさいというように聞こえる気がしないかなと。

徳永委員
　ツルハドラッグ石巻河北店の届出においては，土地利用が変化した場合としか書いていないのですが，この意味合いの違いはなんですか。

江成委員長
　枕詞のようにつけているのかと思えばそうでもないのですね。付いていたり，付いていなかったり。

徳永委員
　最近は付けているのですね。

栗原委員
　トライアルの場合は，本来住宅地ではなかったところに住居が建っているので，基準値的には大丈夫ですが，実際住宅が建っているから，苦情が来たら対処しますというものです。ニュアンスが違っているかもしれません。

江成委員長
　行政の対応としては，違いはあるのですか。

事務局
　これまでも苦情が申し立てられた場合は対応しますと事業者が届出書等に書いていますので，そういう逆読みというところまではちょっと見てなかったものですから，ご指摘を受ければ，そういう読み方もあるかなと思います。ただ一般論としては，事業者の立地周辺との良好な関係で営業をしていくというのがありますけれど，ただ法が求める趣旨の枠は超えていると思いますので。周辺に新たな住居の立地，基準を超えている箇所を想定しての附帯意見です。従前の附帯意見等を踏まえて，文案調整をしたいと思います。牧野委員からは事前に附帯意見案で了ということでご意見をいただいております。

徳永委員
　並んで書いてあったので，すぐ上の書き方でもいいのかなと思いました。単独で見ればそんなにおかしいところはないと思うのですが。

事務局
　言わんとしていることは同じことです。ご指摘の趣旨を踏まえて文案調整させていただきます。

江成委員長
　はい。それでよろしいですか。

栗原委員
　今回の附帯意見案は，「立地して苦情が申し立てられた」，アンドですけど，石巻河北店は「申し立てられた際あるいは周辺に新たな」，オアなので，厳密にいうと違います。整理したほうが今後のためにいいと思います。

徳永委員
　石巻の場合はすでに住居があって，道路ではアウトだけど住居の建物のところでは大丈夫ということですよね。

事務局
　はい。ただ，ツルハドラッグ石巻河北店ですが，現在荒れ地であるところがありまして，そこに将来住居が立地する可能性があるということに対して附帯意見を述べている，今回の届出と同様の状況の例になっています。

徳永委員
　計算上，住居のところまでは大丈夫となっていますが，でも本来の基準はオーバーしているということだから，もし苦情があればそこは対応しなさいと。それでプラス，他のところで立地した場合には，そこにもちゃんと配慮しなさいということですよね。若干今回とは状況が違うかなと思います。

事務局
　先例を踏まえて，今回の事例に則した文案を検討させていただきたいと思います。

江成委員長
　文案調整は今回の附帯意見ですか。

事務局
　このままだと違和感が強いというご意見だったでしょうか。基準を満たしていても苦情が申し立てられた場合の対応というのは，そこまでは求める必要はないでしょうというご意見だったでしょうか。

徳永委員
　既存の住宅の部分はクリアしているのですか。境界のところでもクリアしていますか。

事務局

２７ページの図だと超過しているのは下のＣ地点とＤ地点と，上のパチンコ店のＡ地点なのですが，南側の住宅側のＣ’地点，Ｄ’地点ではクリアしている状況でございます。

徳永委員

問題なのはパチンコ店のところですね。

事務局

そちらを念頭においた附帯意見案となります。将来住居が立地する可能性がある土地なので，住居などが立地して，住民から苦情が申し立てられた場合には追加的な対策を検討して環境保全に配慮してくださいという趣旨です。

徳永委員

Ｃ地点やＤ地点の既存の住民から苦情が出たときも，県としては，一応基準はクリアしていますという回答になるのですか。そこを超えてまで出店者に対策をとれとまでは言えないというのが県の立場になるのですか。

事務局

届出上は，基準値をクリアして苦情が入ったとしても，実際に基準値を守った運営をしているかどうかは別の問題なので，そこは一度報告をもらって確認します。一概に基準値を守っているとの判断はできないので，精査してからでないと対応できないと思います。

徳永委員

苦情が出たときに，きちんと店側は誠意を持って対応してくださいというのは全ての案件について通じる話ですよね。そこをあえて追記的に書く必要があるかということだと思います。

江成委員長

ただ，この場合にはＣ地点，Ｄ地点についてはＣ’地点，Ｄ’地点でクリアした，Ａ地点についてはクリアできていない，とそういうことですよね。基本的にはそこについて，附帯意見が述べられているということですね。

事務局

はい。

徳永委員
　趣旨は，付いていてもいいけれど，そこまで言わなくてもいいのではないか，という意見です。

事務局
　確認したいのですけど委員会としては，Ｃ地点及びＤ地点については附帯意見まで求めない，付けるのであればあくまでＡ地点で基準を超過していることに関しての附帯意見ということでよろしいでしょうか。

江成委員長
　基本的にそういう方向で取扱いをしてきました。

事務局
　基本的には今回の案を前提に考えさせていただいて，ご指摘を踏まえて，文案調整を行い，再度，委員の先生にご提示させていただいて調整したいと思います。

江成委員長
　前段で出されました附帯意見の書きぶりについても整理してください。

（４）その他

江成委員長
　本日の議題は以上ですが，その他何かございますでしょうか。

事務局
　※次回の日程について調整

３　閉会

江成委員長
　では，本日の議題は全て終了しました。どうもありがとうございました。